

随意契約理由書

件名	神戸市職員証(ICカード)	
契約の相手方	日本電気株式会社 神戸支店	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>令和3年度より全職員について新職員証へ更新する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により更新を少なくとも2年見送ることとなった。よって、新規採用者及び改姓等による再発行申請者に交付するため、現行の職員証を追加で調達する必要がある。</p> <p>職員証は、共通箇所(市章・裏面等)が印刷された1次印刷済のカードに2次印刷(職員情報)およびICデータ・磁気データの書き込みを行うことで発行している。</p> <p>当該契約の相手方は現行のカードおよび職員証管理システムの開発者であり、当該業務は現行システムと密接な関係にある。</p> <p>また、職員証は統合管理PCの認証のみならず、専用システムの認証や機密性が高い執務室の入室管理にも使用されており、本市の業務を行う上で欠かせないものとなっている。このため、各システムとの連携がうまくいかなければ市全体の業務に影響を与えることとなり、安全が確保できないため現行の職員証の契約業者と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	行財政局人事課	(電話番号:(内)2516~8)